

令和4年

第3回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和4年第3回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

資料1 担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を
改正する規程新旧対照表

担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程新旧対照表

現 行 規 程			改 正 規 程																													
<u>担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程</u>			<u>担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程</u>																													
(目的)			(目的)																													
第1条 この規程は、赤穂市教育委員会事務局処務規則（昭和56年赤穂市教育委員会規則第6号）第4条第7項及び教育機関等の組織に関する規則（昭和56年赤穂市教育委員会規則第7号）第2条第5項の規定に基づき、 <u>担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定めることを目的とする。</u>			第1条 この規程は、赤穂市教育委員会事務局処務規則（昭和56年赤穂市教育委員会規則第6号）第4条第7項及び教育機関等の組織に関する規則（昭和56年赤穂市教育委員会規則第7号）第2条第5項の規定に基づき、 <u>担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定めることを目的とする。</u>																													
(分掌事務)			(分掌事務)																													
第2条 担当課長及び担当係長は、次の表に掲げる分掌事務及び教育次長又は課長が指示する事務を所掌する。			第2条 担当参事、担当課長及び担当係長は、次の表に掲げる分掌事務及び教育次長又は課長が指示する事務を所掌する。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>事務の内容</th> <th>事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当課長</td> <td>市史編さんによる分掌事務</td> <td>文化とみどり財團に係る分掌事務</td> </tr> <tr> <td>担当係長</td> <td></td> <td>文化とみどり財團に係る分掌事務 幼稚教育の指導則言及び企画調整に係る分掌事務 市史編さんによる分掌事務</td> </tr> <tr> <td>担当係長</td> <td></td> <td>学校教育に係る分掌事務 人権教育推進に係る分掌事務 学校給食センター施設及び設備の整備に係る分掌事務 青少年育成に係る分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(職能)</td> <td></td> <td>文化とみどり財團に係る分掌事務</td> </tr> </tbody> </table>			職	事務の内容	事務の内容	担当課長	市史編さんによる分掌事務	文化とみどり財團に係る分掌事務	担当係長		文化とみどり財團に係る分掌事務 幼稚教育の指導則言及び企画調整に係る分掌事務 市史編さんによる分掌事務	担当係長		学校教育に係る分掌事務 人権教育推進に係る分掌事務 学校給食センター施設及び設備の整備に係る分掌事務 青少年育成に係る分掌事務	(職能)		文化とみどり財團に係る分掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>事務の内容</th> <th>事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当課長</td> <td>市史編さんによる分掌事務</td> <td>文化とみどり財團に係る分掌事務</td> </tr> <tr> <td>担当係長</td> <td>学校教育に係る分掌事務 人権教育推進に係る分掌事務 学校給食センター施設及び設備の整備に係る分掌事務 青少年育成に係る分掌事務</td> <td>文化とみどり財團に係る分掌事務 幼稚教育の指導則言及び企画調整に係る分掌事務 市史編さんによる分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(職能)</td> <td></td> <td>文化とみどり財團に係る分掌事務</td> </tr> </tbody> </table>			職	事務の内容	事務の内容	担当課長	市史編さんによる分掌事務	文化とみどり財團に係る分掌事務	担当係長	学校教育に係る分掌事務 人権教育推進に係る分掌事務 学校給食センター施設及び設備の整備に係る分掌事務 青少年育成に係る分掌事務	文化とみどり財團に係る分掌事務 幼稚教育の指導則言及び企画調整に係る分掌事務 市史編さんによる分掌事務	(職能)		文化とみどり財團に係る分掌事務
職	事務の内容	事務の内容																														
担当課長	市史編さんによる分掌事務	文化とみどり財團に係る分掌事務																														
担当係長		文化とみどり財團に係る分掌事務 幼稚教育の指導則言及び企画調整に係る分掌事務 市史編さんによる分掌事務																														
担当係長		学校教育に係る分掌事務 人権教育推進に係る分掌事務 学校給食センター施設及び設備の整備に係る分掌事務 青少年育成に係る分掌事務																														
(職能)		文化とみどり財團に係る分掌事務																														
職	事務の内容	事務の内容																														
担当課長	市史編さんによる分掌事務	文化とみどり財團に係る分掌事務																														
担当係長	学校教育に係る分掌事務 人権教育推進に係る分掌事務 学校給食センター施設及び設備の整備に係る分掌事務 青少年育成に係る分掌事務	文化とみどり財團に係る分掌事務 幼稚教育の指導則言及び企画調整に係る分掌事務 市史編さんによる分掌事務																														
(職能)		文化とみどり財團に係る分掌事務																														
第3条 担当課長及び担当係長の職能は、赤穂市事務執行規則（昭和49年赤穂市規則第25号）を準用する。			第3条 担当参事、担当課長及び担当係長の職能は、赤穂市事務執行規則（昭和49年赤穂市規則第25号）を準用する。																													